

## 和歌山市※市民公益活動保険について

### 【保険の概要】

和歌山市内で行う市民公益活動中（移動時含む）に発生した急激かつ偶然な事故で、市民公益活動者自身が死亡又は負傷した事故を補償するもの（傷害事故保険）です。

ご自身の過失により市民公益活動中に起こる被害者から損害賠償を求められた法律上の賠償責任については、補償の対象となりませんのでご注意ください。

### 【保険の期間】

登録受付以降の事故に適用されます。

保険期間は、登録受付時から登録受付を行った年度の年度末（3月31日）までの期間となります。（毎年3月頃に次年度の登録継続に関する意向調査を行いますので、継続を希望される場合は、必要書類の提出をお願いします。）

### 【注意点】

登録内容に変更があった場合は、随時その内容について、必ず変更届出書をご提出ください。

### 【保険の内容】

区 分	毎年4月1日における被保険者の満年齢	
	69歳以下	70歳以上
死 亡	500万円	500万円
後遺障害	最高500万円	最高500万円 (後遺障害等級3級以上限定)
入 院	日額3,000円 (180日限度)	日額3,000円 (30日限度)
通 院	日額2,000円 (事故の日から180日以内で90日限度)	日額2,000円 (事故の日から180日以内で30日限度)
対 象 と な ら ない 主 な 事 故	① 和歌山市外における事故 ② 市民公益活動者又は搭乗者の故意による事故 ③ 保険対象者の無資格運転又は酒酔い運転による事故 ④ 戦争、変乱、暴動若しくは労働争議等の社会的騒乱による事故 ⑤ 地震、噴火、津波、洪水等の天災による事故又は当該事故の復旧活動による事故 ⑥ 危険度の高い活動（山岳・海難救助ボランティア等）による事故 ⑦ 保険対象者の疾病、心身喪失による事故 ⑧ 保険対象者の自殺、犯罪、闘争行為による事故 ⑨ 細菌性食中毒 ⑩ むち打ち症又は腰痛で他覚症状のないもの ⑪ 公務災害の適用を受けるもの	

事故があった場合は、和歌山市市民自治振興課まで！

【受付・連絡先】和歌山市 市民自治振興課 市民協働推進班  
 住 所：〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
 電 話：073-435-1045 FAX：073-435-1253  
 メール：jichi@city.wakayama.lg.jp